



2019年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 タムラ製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 浅田 昌弘
(コード番号 6768 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
経営管理本部長 橋口 裕作
T E L 03-3978-2031

当社子会社に対する仲裁申立の進捗状況に関するお知らせ

当社連結子会社であるタムラ・ヨーロッパ・リミテッド（以下、「タムラヨーロッパ」といいます。）は、Bombardier Transportation Sweden AB（以下、「BT 社」といいます。）より、タムラヨーロッパが納品した製品の不具合による損失を理由とする損害等の賠償の請求について国際商業会議所に対し仲裁の申立がなされ、2017年1月16日に国際商業会議所より同仲裁申立を受理した旨の送達を受けております。

タムラヨーロッパは、BT 社に対して損害賠償債務が存在するとの認識はなく、仲裁手続において同社の正当性を主張してまいりました。近々、国際商業会議所より仲裁判断が下される見込みとなりましたので、お知らせするものであります。

申立てを受けた仲裁の概要は以下のとおりであります。

（1）仲裁申立の場所等

- ① 場所：スイス、チューリッヒ
- ② 仲裁ルール：国際商業会議所仲裁規則
- ③ 準拠法：スイス法
- ④ 申立日：2016年12月23日

（2）仲裁を申し立てた者

- ① 名称：Bombardier Transportation Sweden AB
- ② 所在地：Vasteras, Sweden

（3）申立ての内容及び賠償責任請求額

- ① 申立ての内容：タムラヨーロッパが納めた製品の不具合による損失の弁済
- ② 請求額：EUR8,113,231（2018年12月31日現在の円換算額1,030百万円）

(4) 現在までの対応及び今後の見通し

当連結会計年度ではその影響を合理的に見積もることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかでないため、本日公表の2019年3月期決算短信の当社連結財務諸表において引当処理はしていません。

なお、2017年3月期第3四半期の四半期報告書以降の有価証券報告書及び四半期報告書において、偶発債務として注記しております。

今後の見通しとしては、当該仲裁判断の結果によっては当社グループの2019年3月期の業績に影響を与える可能性があります。

以 上